

○国家公安委員会告示第十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、次に掲げる告示を廃止する。

平成二十七年六月二十四日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

一 平成十年国家公安委員会告示第十八号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件）

二 平成十年国家公安委員会告示第十九号（ダンスを正規に教授する能力に関する試験を指定した件）

三 平成二十一年国家公安委員会告示第二号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則第二条第二項の規定に基づく告示）

四 平成二十一年国家公安委員会告示第三号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則第二条第四項において準用する同条第二項の規定に基づく告示）

五 平成二十二年国家公安委員会告示第三十六号（ダンス教授講習機関の住所の変更の届出があった件）

- 六 平成二十二年国家公安委員会告示第三十七号（ダンス教授試験機関の住所の変更の届出があった件）
- 七 平成二十三年国家公安委員会告示第二十六号（ダンス教授講習機関の名称の変更の届出があった件）
- 八 平成二十三年国家公安委員会告示第二十七号（ダンス教授試験機関の名称の変更の届出があった件）
- 九 平成二十五年国家公安委員会告示第二十五号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第二条第二項の規定により読み替えられた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第一条の四の規定に基づく告示）
- 十 平成二十五年国家公安委員会告示第二十六号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第四条第二項の規定により読み替えられた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第二条の四において読み替えて準用する第一条の四の規定に基づく告示）
- 十一 平成二十五年国家公安委員会告示第二十七号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件）
- 十二 平成二十五年国家公安委員会告示第四十八号（ダンス教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件）

十三 平成二十六年国家公安委員会告示第十三号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件）

十四 平成二十六年国家公安委員会告示第二十二号（ダンス教授講習機関の名称の変更の届出があった件）

十五 平成二十六年国家公安委員会告示第二十三号（ダンス教授試験機関の名称の変更の届出があった件）

十六 平成二十六年国家公安委員会告示第三十二号（ダンス教授講習機関の住所及びダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件）

十七 平成二十六年国家公安委員会告示第三十七号（ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件）